

## 条例中間案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

### 1 意見募集の期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月26日（金）まで

※ 電子メール又はファクシミリによる場合は、令和7年12月26日（金）17:15までの受信を有効とし、郵送の場合は、令和7年12月26日（金）消印のものまでを有効とする。

### 2 意見募集の対象資料

- ・ 伊勢茶に親しむ暮らし推進条例中間案 概要
- ・ 伊勢茶に親しむ暮らし推進条例中間案
- ・ 伊勢茶に親しむ暮らし推進条例 逐条解説（中間案）

### 3 意見募集の告知方法

三重県議会ウェブサイトに掲載するほか、次の場所において資料配付（意見募集期間中の8:30から17:15まで。ただし、土、日、祝日及び年末年始を除く。）

- ・ 三重県議会議事堂受付（三重県議会議事堂1階）
- ・ 三重県議会事務局（三重県議会議事堂2階）
- ・ 各三重県庁舎

### 4 意見の提出方法

別添「意見記入用紙」に名前、住所、連絡先（電話番号等）及び意見を記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、「7 意見の提出及び問合せ先」まで送付

※ 名前、住所及び連絡先（電話番号等）の記入は任意。

※ 電話及び口頭による意見は受け付けない。

### 5 提出された意見の取扱い

- ・ 提出された意見は、条例案を取りまとめる際の参考とし、意見の概要及びこれに対する委員会の考え方等を後日、三重県議会ウェブサイトにおいて公表する。
- ・ 意見提出者への個別の回答は行わない。
- ・ この意見募集と関連のない意見等については、公表しない。
- ・ 類似の意見等は適宜整理の上、まとめて公表する。
- ・ 意見を公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表

しない。

- 意見の中に含まれる誹謗<sup>ひぼう</sup>・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現については、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行う。

## 6 個人情報の取扱い

記入された内容は、この意見募集に関する業務のみで使用することとし、名前、住所、連絡先等の個人情報については、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表しない。

## 7 意見の提出及び問合せ先

三重県議会事務局企画法務課法務班

住所：〒514-8570 津市広明町 13 番地

電話：059-224-2828

Fax : 059-229-1931

メールアドレス : [gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)

## 意見記入用紙

### 「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例 中間案」に対する意見

【提出先】 (郵 送) 〒514-8570 津市広明町13番地  
三重県議会事務局企画法務課法務班  
(ファクシミリ) 059-229-1931  
(電子メール) gikaik@pref.mie.lg.jp

#### 【意見募集期間】

令和7年11月25日(火)から令和7年12月26日(金)まで

名 前	
住 所	
連絡先 (電話番号等)	

※ 名前、住所及び連絡先 (電話番号等) の記入は任意です。

該当箇所 ※どの条文に対する意見かが分かるように記入してください。全般にかかる意見の場合は、「全般」と記入してください。	ご 意 見
(例) 「第1条 (目的)」関係	△△については、□□のほうがよい。

※ 用紙が不足する場合は適宜追加してください。